米国における蒸留酒の容量規制の緩和

令和3年1月 国 税 庁

背景

- ✓ 米国内で流通可能な蒸留酒は、連邦規則に基づき、特定の容量に限定。
- ✓ 当該容量規制により、我が国の四合瓶(720ml)、一升瓶(1.8L)等のままでは、米国に輸出できない。
- ✓ 日米貿易協定(令和2年1月1日発効)に関するサイドレターにおいて、米国は容量規制の改正に向けた手続を進めることとなっていた。

規則改正

- ✓ 令和2年12月29日(米国時間)、米国政府(財務省アルコール・たばこ貿易局)は連邦規則 の改正を告示。
- ✓ 今回の規則改正により、蒸留酒について、同サイドレターで日本側が求めていた容量は全て流通可能となった。

米国で流通可能な蒸留酒の容量	
従前より流通可能な容量	今回の改正で追加された容量
50ml、100ml、200ml、375ml、750ml、1L、1.75L	700ml、720ml、900ml、1.8L

※ ワインについても同サイドレターで容量規制の緩和(720ml、1.8L等)を求めているところ、米国政府は「今後、サイドレターに記載された容量を規則に追加するための改正を提案する」としている。